



労 審 発 7 6 6 号

平成26年10月27日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成26年10月27日付け厚生労働省発基1027第1号をもって
諮問のあった「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令
案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成26年10月27日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案
要綱」について

平成26年10月27日付け厚生労働省発基1027第1号をもって
労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成26年10月27日

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦 殿

労災保険部会

部会長 岩村 正彦

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案
要綱」について

平成26年10月27日付け厚生労働省発基1027第1号をもって
労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、
下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」に
ついて、厚生労働省案は妥当と認める。